

建設業法施行令改正に伴う技術者配置基準の変更等について

平成28年6月1日

「建設業法施行令の一部を改正する政令」が平成28年6月1日に施行されます。改正の概要及び岡山県南部水道企業団発注工事における技術者の取扱いは次のとおりですので、お知らせします。

1 建設業法施行令改正の概要

(1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ

建築一式工事 4,500万円 → 6,000万円

建築一式以外の工事 3,000万円 → 4,000万円

(2) 専任の主任（監理）技術者の配置を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ

建築一式工事 5,000万円 → 7,000万円

建築一式以外の工事 2,500万円 → 3,500万円

2 岡山県南部水道企業団発注工事における技術者等の配置について

上記の施行令改正を受け、当企業団においても新たに「岡山県南部水道企業団発注工事への現場代理人及び主任技術者等の配置について」をホームページで公表いたします。

3 平成28年5月31日以前に公告した工事の配置技術者について

平成28年5月31日以前に入札公告を行った、請負代金3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事に、専任で配置されている主任（監理）技術者については、工事の継続性及び品質確保等に支障がない場合に限り、非専任の主任技術者とすることを認めます。その場合は、別紙「配置技術者の専任に関する届出書」を監督員へ提出し、協議を行ってください。

※この取扱いは、既に配置された技術者の交代を認めるものではありません。

【問い合わせ先】

岡山県南部水道企業団総務課

電話 086(465)5050